

【研究ノート】
北富士演習場をめぐる動き
——その設置から使用転換の実現まで——

小山 高司

【研究ノート】

北富士演習場をめぐる動き ——その設置から使用転換の実現まで——

小山 高司

<要 旨>

北富士演習場は、戦前陸軍により設置され、戦後米軍の管理下に置かれるが、演習場をめぐる様々な問題が生起する。1958年の岸・アイク共同声明による米陸上戦闘部隊の全面撤退により米軍の演習が減少するとともに、演習場の自衛隊への使用転換が図られるが、演習場の返還を求める地元の要望やかねてからの入会をめぐる様々な問題等が輻輳し、その実現に至らない。1972年には演習場の賃貸借期間20年の経過により演習場の無権限での使用という不正常的な状態が発生する。これを契機に暫定的な使用協定が結ばれるとともに、本協定に向けて国、県、地元の協議が進み、演習場使用協定の締結とともに米軍から自衛隊への使用転換が実現した。

はじめに

自衛隊の駐屯地及び基地等並びに米軍の施設・区域（以下、「基地」という。）は、安全保障の観点からは不可欠な基盤である一方で、航空機の騒音、演習場における銃砲等の発射音・衝撃音や各種事故の発生などの周辺住民に与える影響や基地の存在が経済的な発展の障害になるなどの問題も抱えている。このため基地をめぐるのは過去から現在に至るまで様々な事態が生じており、わが国の安全保障を考える上で考慮すべき重要な論点のひとつである。

本稿は、今後の基地政策に資するため戦後の安全保障史の一環として自衛隊や米軍の基地等をめぐる事例につき検討する研究であり、米軍の管理する演習場であった北富士演習場が日本側に返還され、自衛隊が管理するに至るまでの経過を対象とするものである。北富士演習場をめぐるのは、戦前の陸軍による演習場の設定以来、米軍による進駐、米軍への提供、返還、自衛隊の使用、米軍との共同使用と様々な変遷を経るが、その間様々な問題の発生とその解決を経て現在に至っている。本稿では、その問題解決までに長い期間がかかったのは何故か、またそれは不可避な期間であったかに留意しつつ、北富士演習場をめぐる動きを概観した。

演習場をめぐる問題、特に使用転換をめぐる問題について、主として地元の動き及びこれへの対応を中心に分析・検討したが、その際、資料としては、公刊資料を対象として、新聞、国会議事録、県史・市史等の地元史をはじめとする出版物等を利用した。特に山梨県が使用協定の改定ごとに作成している『北富士演習場問題の概要』は、資料編を含めその経緯をたどる上で有益な資料であり参考にした。

1 北富士演習場の起源と問題の生起

(1) 北富士演習場の起源

ア 北富士演習場開設までの変遷

富士山の北麓に位置する北富士演習場は、山梨県の富士吉田市(人口約53,000人)及び山中湖村(人口約6,000人)に所在する陸上自衛隊の管理する総面積約4,600ヘクタールの演習場である。演習場に隣接して約60ヘクタールの梨ヶ原廠舎地区があり、演習場の北東約2キロメートルには、これらを管理する北富士駐屯地が忍野村(人口約8,000人)に所在している。さらに、同演習場に隣接して富士山の東麓の静岡県側には、面積約8,800ヘクタールに及ぶ東富士演習場が御殿場市、裾野市、小山町にまたがって所在する。この二つの演習場は、いずれも米軍が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(1960年条約第6号。以下、日米安保条約という。)第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(1960年条約第7号。以下、日米地位協定という。)第2条4項(b)の規定に基づき共同使用する演習場であり、富士演習場と総称され一体的に使用が可能な本州で随一の大演習場である¹。

北富士演習場の地域一帯は、古くから地元の11カ村(下吉田、新倉、大明見、小明見、松山、上吉田、新屋、忍草、平野、山中、長池)の入会地とされ、現在の富士吉田市、山中湖村、忍野村に属する旧11カ村の住民が野草、粗朶、雑木などを採取する場所とされてきた²。明治初期に至り地租改正により山林原野の官有、民有の区分が進められ、1881年には、この地域を含め山梨県の官民有区分が終わるが、この一帯は官有地と決定される³。同地は国有林を経て、1889年には帝室財産として御料地に編入されるが、翌年草木払下規則(1890年山梨県告示第83号)が制定され、入会関係の規律がなされるとともに、御料

¹ 横浜防衛施設局「陸上自衛隊北富士駐屯地——その運用と周辺対策」『調和第94号』(防衛周辺整備協会、2004年12月)19ページ。

² 「県政通信」(山梨県県民室)No.27(1971年12月1日)3ページ。

³ 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合編『恩賜林組合史 下巻』(富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、2000年)262ページ。

地の民有地への引きもどしの請願や入会団体組合の設立など入会地に対する動きが活発化する⁴。

1907年及び1910年の山梨県における大水害の発生を契機として、1911年3月、この地域を含む山梨県に所在する御料地（30万ヘクタール弱）が山梨県に下賜され、恩賜県有財産とされるとともに、先の入会団体組合も福地村外4ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下、恩賜組合という。）と改称された⁵。1916年には県より恩賜組合に約750ヘクタールが払下げられるとともに、その前後にかけて山梨県と恩賜組合との間で部分林設定の契約が結ばれ、植林が実施された。払下げられた土地の大部分は地元民が貸し付けを受け、植林や耕作を行った。その後、恩賜組合が払下げを受けた土地の半分ほどが、個人・会社に売却されている⁶。

戦後の北富士演習場をめぐる国、県、地元の三者が長年にわたって様々な対立をした要因である入会や払下げという問題の起源の多くがこの時期に生起し、その後の陸軍による演習場の開設を経て、北富士演習場問題として発生することになる。

イ 昭和期における演習場の開設

陸軍による北富士一帯の演習場としての利用は、明治時代に始まるが、一時的な使用にとどまり、地元には大きな影響を与えることはなかった⁷。日中戦争開戦をはさむ1936年から1938年にかけて陸軍は、梨ヶ原、大和ヶ原の民公有地約1,980ヘクタールを買収して、北富士演習場を開設した。

恩賜組合の所有地に対する軍の働きかけは、1935年10月の第1師団経理部による土地台帳等の閲覧の申し入れに始まる。買収価格をめぐる恩賜組合と軍が交渉を行うが、価格の折り合いがなかなかつかない中、翌年1月第1師団経理部より正式の提案がなされる。恩賜組合側は軍の買い上げ条件を承知せず数度の交渉を行ったが、5月に陸軍側の条件を承諾し、6月に坪当たり28銭で組合有地約590ヘクタールが売却された⁸。また、民有地約130ヘクタールが、3月に坪単価30銭で売却されている。

これらの買収完了を受けて、1936年7月、第1師団経理部より県に対し県有地買収の申

⁴ 富士吉田市史編さん室編『富士吉田市史/行政編・上巻』（富士吉田市役所、1979年）984～985ページ。

⁵ 山梨県編『北富士演習場問題の概要』（山梨県、2003年）31ページ。山梨県編『北富士演習場問題の概要（資料編）』（山梨県、2003年）3ページ。旧11カ村は、福地、明見、瑞穂、中野、忍野の5村に統合されていた。

⁶ 第71回国会参議院決算委員会会議録第4号（1973年11月28日）21ページ。

⁷ 『恩賜林組合史 下巻』203ページ。

⁸ 『富士吉田市史/行政編・上巻』986ページ。

し入れが行われる。翌1937年9月、山梨県議会が国への売り払いを議決し、1938年1月に売買契約と覚書の調印が行われ、約1,260ヘクタールの県有地が坪当たり15銭3厘で売却された⁹。

これら契約に際しての恩賜組合組合長の承諾書、県知事の土地売渡証書には、「完全なる所有権を移転すること」が記されており、恩賜組合が一定の土地を区画してこれを入会民に割り当てて利用させるいわゆる「小作」は解除された¹⁰。他方で、1941年4月の忍野村長から近衛師団経理部長あての請書において北富士演習場内における粗朶、下草等の無償での採取の許可を求めており、これは1年の期限付きで認められていた。また、食糧増産のため、演習場の一部を利用した雑穀の耕作も期限を切り、条件付で許可されていた¹¹。こうした採取、耕作は演習その他軍の使用により禁止される条件の下で許可されたが、演習に重大な支障がない限りほとんど入会を禁止することはなかったとされる¹²。

ウ 米軍による演習場の接收および演習場の拡大

1945年8月の戦争終結とともに米軍が進駐し、北富士演習場は米軍に接收されキャンプマックネアと称されることになる。接收当初は米軍の演習は、ほとんど実施されず、陸軍の演習場時代同様に地元民による耕作、採草、採薪等のための立入りが米軍の許可の下に継続されたが、1947年ごろから開始された実弾射撃等の演習により、土曜日の午後と日曜日を除き原則的に禁止された。1948年9月には、一部の例外を除き演習場内の耕作が全面的に禁止された。

1950年1月になり、須走登山道から本栖湖に至る富士山麓の約1万8,000ヘクタールを演習場とし、2月1日までに引き渡しを求める調達命令(PD-JPNR4223)が県に出されたことから、県は地元町村との連絡会議で対策を協議するとともに、外務省、調達局、米軍関東地区民事本部等に要請を行う。米側との確認を通じ、調達命令書の文言と解釈が異なることが判明し、5月11日付の米軍関東地区民事本部長宛の文書及び6月の確認の文書により「演習予定地を設置したのみで所有者側は原則として出入、生業自由」であることを確認する¹³。これを受け県は7月3日、地元関係団体代表を集め、こうした経緯を説明す

⁹ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』8ページ。

¹⁰ 同上、6～7ページ。

¹¹ 同上、12ページ。

¹² 『恩賜林組合史 下巻』245ページ。「第22回国会参議院内閣委員会会議録第17号」(1955年6月24日)4ページ。参考人として陳述した忍野村元助役によれば、「旧陸軍におきましては、私たちの入会権を十分認識せられまして、わずかな制限を与えるのみにして、ほとんど自由に近いような入山を許可されておった」とされる。

¹³ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』19～20ページ。

るとともに対策を協議した。

一方、キャンプマックネアでは、1951年4月には朝鮮戦争の進展とともに、兵舎等が新設され、砲兵部隊が交代で駐屯し、演習を実施するなど演習場の使用が激しくなった。このため、演習場内の県有林が被害をうけるほか、採草、採薪など住民の生業が大きく制約されることになる。

米軍の進駐・接収以降占領下において、北富士演習場はその区域を大幅に拡大するとともにそこでの演習の強化は近隣住民に大きな影響を与える一方で、「従来の慣行」も容認されており、演習場の上に軍の運用と住民の生業がいわば並存する状況が続いていた。

(2) 演習場をめぐる諸問題の発生

ア 演習場の提供とB地区をめぐる問題

1952年4月の日本国との平和条約（1952年条約第5号）発効後演習場は、2月28日のいわゆる岡崎・ラスク交換公文によりその使用が継続された。同年12月17日の日米合同委員会は、立入、責任、警告に関する協定を承認し、近隣住民が「訓練を妨害しない限り採草、採木及び類似の生業目的の為」演習場へ立入ることを認めた¹⁴。1953年9月24日、日米合同委員会は、富士マックネア演習場（現在の北富士及び東富士演習場の総称）の使用及び使用条件を承認し、10月16日の閣議決定により演習場は正式に米軍に提供されることとなる¹⁵。

使用条件においては、旧陸軍演習場の区域をキャンプマックネア（FAC3122、通称A地区）とし、予定演習場の区域をキャンプマックネア演習場（FAC3123、通称B地区）とし、それぞれ、使用目的を示すとともに、登山道越え実弾射撃の原則禁止（「但し、7月8月及び9月を除いては、現地に於いて調整の上」可能とされていた。）、耕作の継続、立木の伐採、剪定、搬出の同意、天然記念物の保護などを規定していた¹⁶。

演習場の使用をめぐる地元で問題が生じるのは、防衛庁、自衛隊の発足間もない1954年である。B地区の船津口登山道において富士山麓電鉄株式会社（現富士急行株式会社）は、観光のためのバス運行を「現地の米軍限りで黙認」ということで行っていたが、上記の演習場使用条件に抵触するとして横浜調達局は、バス運行を停止するよう会社に通知する。日米合同委員会の施設特別委員会において、バスの運行は禁止するが使用条件の変更が可能かどうか検討することに決まった¹⁷。

¹⁴ 同上、22～23 ページ。

¹⁵ 同上、25 ページ。

¹⁶ 同上、26～27 ページ。

¹⁷ 「第22回国会衆議院内閣委員会議録第3号」（1955年3月29日）2 ページ。

B地区をめぐる、翌1955年にはより大きな問題が生じる。天野久山梨県知事が再選を果たした翌月の3月9日、日米現地会議においてキャンプフジ司令官よりB地区内に被弾地区を設定するとともにB地区における演習を強化する意向が県に伝えられる。県では米軍上級司令部(中部管区司令部、極東陸軍司令部)に米側の意向を確認し、様々な拡張案があるとの説明を受けたことから、天野知事名の演習場拡張反対の陳情書を提出した¹⁸。さらに3月27日には、天野知事、堀内昇富士吉田市長をはじめ1,000人を超える地元住民が山梨県民総決起大会を富士吉田市で開催し、北富士演習場B地区返還期成同盟(会長天野県知事)の結成を決め日米の関係当局への働きかけを行った¹⁹。

しかしながら米軍は、5月9日からの精進湖東方のB地区からA地区への実弾射撃演習を計画し、県に通報した。これに対し県は、観光や記念物の保護の観点から米軍及び政府に対し反対の申し入れをした²⁰。また期成同盟では、実弾射撃反対県民総決起大会を開催するとともに、デモ隊が演習部隊へ中止の申し入れをした²¹。翌10日、米軍が使用協定による「調整」が行われたものとして登山道越えの実弾射撃を初めて実施したのに対し、労働組合員らが反対のデモを行った²²。

この問題は同日開催の施設特別委員会で協議されるが、調整をめぐる水掛け論に終る²³。このため福島慎太郎調達庁長官が、12日極東軍司令部へ出向くとともに天野知事とも会い解決案を探った。その結果、B地区は今後とも被弾地区としない、使用協定の調整の解釈を明確にするなどの条件を米軍が受け入れた上、実弾射撃は十分な調整の上で継続することとなり、14日には天野知事より地元へ提示された。16日には地元代表と知事の会談でこの案を条件付で受諾することで一致し、天野知事より福島長官へ回答した²⁴。また14日には米軍中部管区司令官、知事らが出席した現地調整会議が行われ、17日から予定されていた訓練を中止するとともに、今後B地区からの実弾射撃実施の際は、双方が調整を完全にといった上で実施することとされた。

この北富士演習場の実弾射撃問題は、新聞各紙で連日大きく取り扱われ、国会でも本会議、予算委員会で連日議論がなされるなど、砂川事件を始め同時期に全国的に展開された基地反対の動きに影響を与えるとともに、北富士における新たな問題の発生を呼び起こす

¹⁸ 『読売新聞』1955年3月20日。

¹⁹ 同上、1955年3月28日。

²⁰ 『朝日新聞』1955年5月9日。『エコノミスト』1955年5月28日号、31ページによれば、1954(昭和29)年当時の富士5湖周辺への観光客は、190万人以上、富士登山者は19万人以上であった。

²¹ 『読売新聞』1955年5月9日、10日。

²² 同上、1955年5月10日夕刊、12日。

²³ 「第22回国会衆議院本会議事録第16号」(1955年5月12日)11ページ。

²⁴ 『読売新聞』1955年5月14日、16日夕刊。

ことになる。

イ 入会をめぐる問題と対応

北富士演習場の一带においては、近隣住民が入会を行い野草、粗朶、薬草等の林野雑産物を採取してきたが、これは、条件付ながらも旧陸軍演習場時代、米軍の接収下においても継続して認められていた。ところが米軍の実弾演習開始以来、立入が厳しく制限されるようになり、さらに朝鮮戦争開戦により米軍の演習が激化すると、住民の生業に大きな支障が生じることになる²⁵。そこで、忍草入会組合（忍野村忍草）など地元からの立入制限緩和や立入制限に伴う損失補償を求める動きに対し調達庁は、占領期間中における林野関係雑損失補償要領（調達規第4号）、林野特産物補償額算定基準（調達規第16号）により1953年から占領以降の林野雑産物の補償（いわゆる林雑補償）を行った²⁶。

一方忍草入会組合では、演習場の接収及び提供に際して入会地の使用が制限されることにつき承認を求められたことがなく、演習場の接収は違法であるとして横浜調達局へ再三申し入れを行っていた²⁷。バス運行禁止問題の発生に際して調達庁は、この問題を含む16項目の解決を米側に要求していたが、B地区の問題が先行的に解決することになった。このため6月20日、忍草入会組合の住民約300人が演習場に押しかけ、うち50人以上が立入禁止区域へ入り被弾地区に座り込むなどし、同日から3日間の予定の米軍の実弾射撃を妨害したため、警察が座り込んだ住民を排除した²⁸。

翌日も40名ほどが被弾地区に入り込んだが、警察の勧告を受けて座り込みを解除し、横浜調達局と入会権、補償料問題の交渉を行った²⁹。この問題は、6月30日の日米合同委員会において、B地区のバスの運行及びA地区への立入のいずれも原則的に軍の作業に支障のない範囲でできるだけ好意的に取り計らう旨の覚書を合意して一応の決着をみる³⁰。この間希代圭司富士吉田市長は、福島調達庁長官に対し文書を送付し、忍野村忍草区民がA地区の入会の権益を自己のみのものとしているが、これは富士吉田市、中野村（現山中湖

²⁵ 「第22回国会衆議院内閣委員会議録第8号」（1955年5月19日）14ページ。参考人として陳述した忍草入会組合副組合長によれば、「接収されて以来、立ち入りが極度に制限されるどころではなく、年に2回くらいのときもありました」とされる。

²⁶ これに関し、福島調達庁長官は、「北富士演習場のA地区に入会権があるということは事実でございます。従いまして占領期間中の分として入会権行使制限に関する補償をいたしております。」と答弁している。（「第22回国会衆議院内閣委員会議録第8号」13ページ。）

²⁷ 「第22回国会参議院内閣委員会議録第17号」（1955年6月24日）6ページ。

²⁸ 『読売新聞』1955年6月21日、10月18日。

²⁹ 同上、1955年6月22日、23日。

³⁰ 同上、1955年7月1日。

村)、忍野村の1市2村の共通のものであると述べて忍草の単独の動きを牽制している³¹。

8月には、米軍より桧丸尾地区の国有地約36ヘクタールの立入使用許可がなされた。関係市村、団体のうち、忍草入会組合と富士吉田市外2ヶ村恩賜県有財産保護組合(先の福地村外4ヶ村恩賜県有財産保護組合が改称したもので以下、恩賜組合という。)より申請が出されたため、県が調停を行い、一部事務組合である恩賜組合が一時使用の申請をし、その組合員である忍草入会組合が使用する妥協案を出したが、忍草側はこれに応じなかった。1956年5月、関東財務局長から忍草入会組合長に対し、桧丸尾の一時使用が許可された³²。さらに1958年1月には、関東財務局長から忍草入会組合長に対する演習場内国有地に対する立入も許可されている³³。

こうした忍草入会組合の動きに対し、1957年10月には、富士吉田市の下吉田、新倉、大明見、小明見の各地区が北富士入会組合を、11月には、同市の新屋、上吉田、松山の各地区が富士吉田入会組合をそれぞれ結成し、補償要求を初め北富士演習場内の入会地に対する各々の要求を主張することとなる。

北富士演習場をめぐる問題の複雑さの要因として同一の地域に県、1市2村、恩賜組合、各入会組合という様々な地元団体が利害を共有しつつ互いに競合しあう点がある。また、その要求を主張するために米軍等の演習を阻止・妨害することがあるが、こうした特色はこの時期に起きた動きに端を発するものであり、この後長い間にわたり続くことになる。

ウ 使用転換の申し入れと地元の要求

1956年から1958年にかけて演習場機能の縮小が進められる。1956年3月には1954年8月以来北富士に駐留していた第3海兵師団第12海兵連隊が、沖縄等に移駐した。1957年6月21日には、1958年中の米陸上戦闘部隊の全面撤退を含むいわゆる岸・アイク共同声明が出され、米軍の北富士演習場における演習が減少する。B地区の吉田口登山道の西側地域約1万ヘクタール(B地区の大半)やA区の一部等が返還され、1958年6月20日に返還式が行われた³⁴。その結果演習場は、AB両地区を合わせて約6,500ヘクタールに縮小された。その内訳は、国有地約2,100ヘクタール(32%)、県有地約3,800ヘクタール(58%)、民有地約600ヘクタール(9%)であり、当時米軍が全国で使用する土地のうち約55%が国有地、約45%が民有地であることと比べ、国有地の比率が低く、県有地の比率が過半を

³¹ 『恩賜林組合史 下巻』340～341ページ。

³² 『富士吉田市史/行政編・上巻』996～997ページ。

³³ 林野制度研究会編『北富士演習場林野関係資料』(林野制度研究会、1970年)88～89ページ。本資料集は、1965(昭和40)年に防衛施設庁施設補償第1課でまとめ配布した資料集を専門家向けに復刻配布したものとされる。

³⁴ 『読売新聞』1958年6月16日夕刊。

占めるといふ北富士演習場の特色が明らかである³⁵。

7月15日にはキャンプフジ司令部が閉鎖され、北富士、東富士の両演習場は、従来の米陸軍の管轄から米海軍横須賀基地司令部の管轄に変わった。北富士演習場には、駐留部隊はなくなり、沖縄の海兵隊部隊が交代で演習を行うほか、自衛隊が演習を実施することになる。一方地元では中野村議会が2月28日に、富士吉田市議会が3月10日にそれぞれ自衛隊駐屯部隊の誘致を決議していた³⁶。また3月の国会で津島寿一防衛庁長官は、他に適地がないことから、北富士演習場が「返還された場合に、自衛隊の演習場としてその一部、大体国有地の部分だけを使用したい」と述べていた³⁷。8月に入り、大森寛陸上幕僚副長が天野知事に対し、北富士演習場の返還後の自衛隊の使用につき打診を行う。防衛庁は翌月には、今井久防衛事務次官からの文書で天野知事に対し、北富士演習場の使用と陸上自衛隊の部隊設置に対する支援協力を求めた³⁸。これは、A地区内の国有地全域（約2,000ヘクタール）及び周辺民公有地（約470ヘクタール）の計約2,500ヘクタールを陸上自衛隊が演習場として使用するもので、演習場の規模を4割以下に縮小する計画であった。また地元民生安定上の考慮点として、「入会慣行は充分尊重」することなど5項目を地元を示した。

9月20日に天野知事が地元市村長と防衛庁の申し入れを協議したが、中野村と忍野村は席上で、また富士吉田市は10月4日にそれぞれ賛成の旨の回答を行った³⁹。忍野村議会でも12月23日に自衛隊の誘致を決議し、地元3市村が、自衛隊誘致に向け足並みをそろえることになる。知事選挙で天野知事が3選を果たして間もない1959年2月13日、防衛庁は自衛隊駐屯地を忍野村忍草に置く旨の北富士演習場の使用に伴う対策を発表し、地元県、市村はこれを了承した⁴⁰。

自衛隊駐屯地の決定とともに、地元からの要求の動きが強まる。3月には、希代富士吉田市長が、1957年度分の林雑補償の額が他村に比して少額であるとして受領を拒否するとともに、横浜調達局に異議の申立を行った⁴¹。これに対し忍草区は4月、調達庁に対し富士吉田市に行政的な考慮を行う場合には同様の措置を求めるとの意見書を提出してこの動きを牽制した。

6月24日の東富士演習場の使用協定の調印を受け、政府は、7月21日の日米合同委員会

³⁵ 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史』（防衛施設庁、2007年）497ページ。

³⁶ 『富士吉田市史/行政編・上巻』998ページ。

³⁷ 「第28回国会参議院予算委員会会議録第13号」（1958年3月17日）13ページ。

³⁸ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』31ページ。

³⁹ 『北富士演習場林野関係資料』93～94ページ。富士吉田市は回答の中で、民生安定に関連して林野産物の補償が東富士との間に非常に格差があるとともに忍草区へ偏重している旨の主張をしている。

⁴⁰ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』32ページ。

⁴¹ 『北富士演習場林野関係資料』106～110ページ。

で共同使用を前提とする富士演習場(北富士及び東富士演習場)の自衛隊への使用転換を米側に申し入れるが、米側の合意は得られなかった⁴²。また、地元の関係市村団体が一本化のための組織の結成をはかったが、忍野村の反対により実現されなかった。

1960年4月の自衛隊の演習に際して砲弾が炸裂し、破片が安全地帯にいた組合関係者の近くに落下したことを契機として、恩賜組合は、防衛庁及び調達庁に自衛隊の演習中止を要求するとともに演習場への常時立入を行うと声明した⁴³。このため、県のあっせんにより調達庁と恩賜組合の間で現地協議会が開催され、林業経営阻害補償(演習の実施により伐採期に伐採ができないことによる経営上の損失に対する補償)と賃貸料改訂については小委員会を設けて県の立ち合いの下で検討が進められた⁴⁴。

6月23日、日米安保条約及びこれに基づく日米地位協定が発効し、演習場はこれに基づき引き続き米軍に提供されることになるが、7月11日からの米軍の実弾演習に際して、渡辺勇忍草区長から丸山調達庁長官等に対し北富士演習場の使用中止の申し入れがなされた⁴⁵。これは、新安保条約の発効により旧安保条約下において結ばれた演習場の賃貸借契約は無効であるとの主張であった⁴⁶。7月28日には、渡辺忍草区長が入会権を主張するために翌日からの演習場への常時立入を調達庁に通告し、29日には区民300人が演習場に入るとともに、10人が着弾地に座り込みを行った⁴⁷。さらに8月1日には、忍草母の会の主婦ら30人が座り込みを始めたため、2日からの自衛隊の訓練は中止された⁴⁸。そして7日からの米軍演習を阻止するため同日から忍草区民は、着弾地への座り込みを始める。

10日に延期された米軍の実弾射撃演習前日の9日には江崎真澄防衛庁長官が、自ら解決に乗り出す意向を示し、同日午後から忍草区を代表する天野重知氏と数度にわたり会談した⁴⁹。その結果、渡辺忍草区長からの演習場返還の要望に対し江崎防衛庁長官から「入会慣行を十分尊重し、誠意を以て善処」する旨の回答が出されることで、事態は解決に向か

⁴² 「第31回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第37号」(1960年5月19日)9ページ。丸山信調達庁長官は、「返還に関して昨年以來鋭意努力いたしておりますが、いまだに返還の合意に至っておりません。」と答弁している

⁴³ 『恩賜組合史 下巻』364～368ページ。

⁴⁴ 『北富士演習場問題の概要』49ページ。

⁴⁵ 『朝日新聞』1960年7月14日。

⁴⁶ この主張については、渡邊洋三「新安保条約と土地賃貸借契約」『法律時報』第32巻第11号(1960年9月)、畑穰「北富士演習場の法律問題」『法律時報』第33巻第8号(1961年7月)を参照。

⁴⁷ 『朝日新聞』1960年7月29日夕刊。

⁴⁸ 『読売新聞』1960年8月1日、同夕刊。忍草母の会は、忍草区の主婦らが1960年7月に結成した組織。

⁴⁹ 『読売新聞』1960年8月10日。天野氏については、『朝日新聞』1960年8月3日、『読売新聞』1961年9月12日を参照。

うことになる⁵⁰。翌 10 日には座り込みが解除され、米軍の演習が開始された。

8 月 23 日の施設特別委員会において北富士及び東富士演習場の返還の申し入れが、日本政府よりなされる⁵¹。これは、米軍からの返還の後には両演習場を自衛隊の演習場とし米軍が必要の都度、使用を認めるという提案であり、米側からは誠意をもって検討するとの回答があった。また返還問題を促進するための特別委員会の設置にも前向きな回答があり、使用転換に向けての動きが始まった⁵²。

2 演習場の使用転換をめぐる動きとその実現

(1) 北富士演習場の使用転換への動きと反対

ア 使用転換に向けての問題の生起

1960 年 8 月の使用転換に向けての米側及び天野知事への要請にあわせ、26 日には恩賜組合からの要請に対する丸山調達庁長官からの回答が天野知事に対して示される⁵³。これには恩賜組合側の 11 項目の要請についての回答とともに、県に対し演習場の返還、使用転換にあたっては、地元と十分に調整して紛議を一掃することや県を通じて調整することを希望する旨が述べられていた。県は、「解決はすべて県を通じて行い、地元との直接交渉は行わない」ことなどの再確認を求めた⁵⁴。

これに対し渡辺忍草区長らが 11 月 15 日、丸山調達庁長官に申し入れ書を手渡し、江崎防衛庁長官との先の合意は演習場の「全面返還」であり自衛隊への使用転換ではないと主張し、県に対しても同様の申し入れを行う⁵⁵。さらに 18 日には富士吉田市内の各入会組合の補償料の配分に不満をもった新屋地区の農民が、所属する富士吉田入会組合を脱退し新たに新屋入会組合を設立し、横浜調達局に補償契約の締結を申し入れる。この動きは上吉田入会組合（富士吉田入会組合から改称）、北富士入会組合を刺激し、両組合員は、入会権の確保と演習場の返還を求めて 25 日から演習場に立ち入る⁵⁶。30 日の米軍の実弾射撃演習

⁵⁰ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』35～36 ページ。

⁵¹ 「第 35 回国会参議院内閣委員会会議録第 3 号」（1960 年 9 月 1 日）6 ページ。ここで丸山調達庁長官は、「少なくとも半年ぐらいの間には結論に達したい」と述べている。

⁵² 『朝日新聞』1960 年 8 月 24 日。なお、当時米太平洋軍司令官は、統合参謀本部に宛てた文書で富士演習場の保持は海兵隊の訓練のため極めて重要であると述べていた。（From JCS, Joint Secretariat to JCS, “CCS 9143/9105 Japan,” August 11, 1960, 石井修、小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 アメリカ統合参謀本部資料 1953-1961 第 12 巻』（柏書房、2000 年）905 ページ。所収。）

⁵³ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』39～40 ページ。

⁵⁴ 『北富士演習場林野関係資料』135 ページ。再確認を求めたのは、調整に要する諸経費の応分の負担など計 6 項目。

⁵⁵ 『読売新聞』1960 年 11 月 16 日夕刊。『北富士演習場林野関係資料』139 ページ。

⁵⁶ 同上、1960 年 11 月 28 日、28 日夕刊。28 日には 400 人余が立入、作業を行った。

を前に真子傳次調達庁次長が、堀内富士吉田市長らと協議し、富士吉田市への林雑補償は再検討の要がある旨の覚書が12月3日に結ばれた⁵⁷。これを受け横浜調達局が林雑補償に係る実態調査を行い、1961年1月30日開催の国、県、市、入会組合の協議会で1957年度の補償額を提示するが、前回提示額を下回る額であったことから地元側は市民大会を開催するなどして反発した⁵⁸。そこで2月8日、堀内富士吉田市長から丸山調達庁長官あてに林雑補償に関する2項目の要請がなされた⁵⁹。

2月1日には池田勇人内閣総理大臣初め関係大臣らが、天野重知忍草入会組合顧問ら地元代表者から演習場返還に係る陳情を受けるとともに、演習場返還問題につき協議を行う⁶⁰。また、2月15日及び16日には参議院内閣委員会が、北富士及び東富士演習場に委員派遣を行い現地を視察するとともに関係者からの意見を聴取した⁶¹。忍草と他地区との林雑補償の不均衡、北富士及び東富士両演習場における各種補償の不均衡などへの不満が関係者から表明された。

演習実施時期を迎える4月に入り、北富士及び東富士両地区において再び種々の問題が地元から噴出する。24日には大森直光恩賜組合組合長らが、調達庁に対し演習場の全面返還をしない場合は演習場へ立ち入ることを申し入れる⁶²。29日に恩賜組合は、5月1日からの植林作業のための立ち入りを決める⁶³。また4月26日には忍草入会組合が、調達庁に対し実行行使を宣言し27日から防衛庁正門前でハンストに入るが、社会党国会議員の申し入れを受け関係者が協議することを確約したことからハンストは中止された⁶⁴。しかしながら同組合は、5月7日には防衛庁、調達庁に通告書を送付し、入会地とする梨ヶ原への自衛隊、米軍の立ち入りを拒否するとともに、翌日から演習場内への座り込みを始めた⁶⁵。

さらに5月22日には上吉田、北富士の両入会組合が3度目の演習場内への立ち入りをを行うとともに、26日には恩賜組合も立ち入りし、下刈り作業を始めた。また6月15日には忍草入会組合が、着弾地に小屋を建設するなど北富士演習場は騒然とした状況になる。忍草入会組合は、8月16日の総決起大会開催以降、小屋の建設、着弾地への立ち入り、座り

⁵⁷ 同上、1960年11月30日夕刊。

⁵⁸ 『富士吉田市史/行政編・上巻』1,000ページ。

⁵⁹ 『北富士演習場林野関係資料』153ページ。要請は、所要施肥量の認定の是正による補償料の増加及び経営転換により実損を受けた者への民生安定施策の2項目。

⁶⁰ 『読売新聞』1961年2月2日。

⁶¹ 「第38回国会参議院内閣委員会会議録第25号」(1961年5月11日)12~14ページ。

⁶² 『読売新聞』1961年4月25日。

⁶³ 『朝日新聞』1961年4月29日夕刊。

⁶⁴ 『読売新聞』1961年4月27日夕刊、29日。

⁶⁵ 同上、1961年5月8日。『朝日新聞』1961年5月8日夕刊。『北富士演習場林野関係資料』162ページ。

込み等を開始する⁶⁶。

このため政府は8月22日開催の基地問題等閣僚懇談会で北富士演習場に対する当面の処理方針を了解するが、北富士演習場の使用転換の意向を表明するとともに、入会慣行の尊重、林雑補償については市村、入会組合代表からなる協議機関の設置、交渉に際しての県の仲介、民生安定措置の県のとりまとめを柱としていた⁶⁷。翌23日には林調達庁長官が、天野知事や市村長らに上記決定の通知と協力の要請を行ったが、堀内富士吉田市長は、「個々の単独解決を行うようなことが絶対ない」旨を林調達庁長官に申し入れる⁶⁸。9月1日からの米軍演習を控え、東富士演習場の返還を求める東富士演習場地域農民再建連盟(会長は勝又春一御殿場市長。以下、再建連盟と言う。)が東富士演習場への強行立入りを開始するなど富士演習場をめぐる状況はさらに緊張する。8月29日から県のあっせんにより忍草入会組合と調達庁の会議が3日間にわたり行われたが、物分れに終る⁶⁹。そこで忍草区では9月3日に総決起大会を開き着弾地に立ち入ることを決め、座り込みを続ける。5日には労組、社会党主催の北富士演習場返還要求総決起大会が、演習場内で開催される⁷⁰。他方東富士演習場に関しては、同日の東富士演習場返還に伴う措置についての閣議了解を受けて事態は収拾に向かっていた⁷¹。

北富士演習場をめぐる問題がとり残された中で、8日には天野知事が、関係市村長、入会組合及び地主の代表、恩賜組合関係者等と協議し、北富士演習場対策協議会(会長天野知事)を結成したが忍草、新屋の両入会組合は県の説得にも応ぜず同協議会に参加しなかった⁷²。10日に小宮山不動産部次長、高坂清三郎横浜調達局長らが忍草入会組合の代表らと会談するが平行線に終わる。12日には米海軍横須賀基地司令部より18日からの実弾射撃訓練の実施が、県に伝えられる⁷³。このため同日夜、藤枝防衛庁長官が、天野忍草入会組合顧問と会談し、前年8月の江崎元防衛庁長官の回答を再確認する覚書を天野茂美忍草区長あてに手交した。これは、①入会地に立入り使用収益してきた慣習の確認、尊重、②北富士演習場の早期返還、③林雑補償の適正化の3項目を確認する覚書であり、これを受

⁶⁶ 『読売新聞』1961年5月22日夕刊。『朝日新聞』1961年5月26日夕刊、6月15日夕刊、8月16日夕刊、20日。

⁶⁷ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』43ページ。

⁶⁸ 『北富士演習場林野関係資料』194ページ。

⁶⁹ 『読売新聞』1961年8月30日、31日、9月1日。

⁷⁰ 同上、1961年9月5日夕刊。この記事によれば、忍草区の農民が労組などと大会を持ったのは戦後初めとされる。

⁷¹ 東富士演習場重要文書類集編集委員会編『東富士演習場重要文書類集 上巻』(御殿場市役所、1982年)519～520ページ。

⁷² 『朝日新聞』1961年9月9日。

⁷³ 同上、1961年9月12日夕刊。

け忍草区民は129日にわたる演習場内での座り込みを解除した⁷⁴。

これに対し新屋入会組合を除く各入会組合は、政府が閣僚懇談会の了解事項を自ら破り忍草と単独交渉したことに反発する。9月13日には堀内富士吉田市長ら地元関係者が藤枝防衛庁長官に深夜に及ぶ抗議を行う一方で、上吉田、北富士両入会組合員が演習場内着弾地への座り込みを行う⁷⁵。このため15日には山梨県選出の自民党所属国会議員4人が、藤枝防衛庁長官と会談する。さらに翌日には綾部健太郎自民党基地対策特別委員長が同議員らと共に藤枝防衛庁長官と会談し、藤枝防衛庁長官と天野知事の会談で事態を收拾することになる⁷⁶。17日からの藤枝防衛庁長官と天野知事の会談は、18日の午前1時過ぎまで続き、藤枝防衛庁長官から天野知事宛に5項目(忍草区長との覚書の3項目に民生安定措置については県と協議すること及び補償問題は協議会を通じて処理することの2項目を加えたもの。)の処理方針を記した文書を出すことで決着した⁷⁷。これにより19日から米軍の実弾演習が開始された。

イ 林雑補償をめぐる問題

9月に出された藤枝防衛庁長官の文書では、「現行の林野雑産物補償に関する問題点を再検討し、その適正化をはかる」としていることから、調達庁は、東京教育大学の教授らに、各入会組合の北富士演習場における野草への依存度の実態調査を委託した。調査は、1961年11月から1962年5月にかけて、各地区で実施された⁷⁸。また委託調査と並行して忍草側からの申し入れを受け、忍草入会組合と横浜調達局との適正化のための協議が進められた。調達庁側は、当初直接交渉ではなく先に設立された北富士演習場対策協議会を通じた交渉を主張したが、国会における質疑もあり1962年1月から協議に応じることになる⁷⁹。

11月1日に防衛施設庁が発足した後の15日、調査の報告書がまとまる。これを受け12月20日には、天野忍草区長と藤本幹横浜防衛施設局長の間で適正化の合意ができ、翌21日には1960年度的林雑補償金の前提となる考え方に合意した⁸⁰。当初は1963年1月の支払いの約束であったが、先の合意に誤りが発見されその代案をめぐる紛糾した。3月に再度合意したものの、県の反対を受け支払いは留保された。1月には各入会組合に対し調査

⁷⁴ 同上、1961年9月13日。『北富士演習場問題の概要(資料編)』45ページ。

⁷⁵ 同上、1961年9月13日夕刊。

⁷⁶ 同上、1961年9月16日、17日。

⁷⁷ 同上、1961年9月18日。『北富士演習場問題の概要(資料編)』45ページ。

⁷⁸ 「第41回国会参議院内閣委員会会議録第5号」(1962年8月23日)13ページ。調査を担当した龍野四郎東京教育大助教授が参考人として陳述している。

⁷⁹ 「第39回国会参議院内閣委員会会議録第1号」(1961年12月8日)14、19ページ。

⁸⁰ 『北富士演習場林野関係資料』218～222ページ。

報告書(依存度報告書と呼ばれた。)の説明会が実施されたが、各組合から不満が噴出する。また県は、同報告書の誤りを指摘するとともに、天野知事から林防衛施設庁長官に対して防衛施設庁案は了解できず実態調査を防衛施設庁が実施すること、直接各個人に直接補償料が支払われることなどの要望を行う⁸¹。

一方、6月には天野忍草区長が、1962年12月の合意に基づく1960年度補償額と1961年12月の既支払い分の差額の支払いを国に求める訴訟を東京地方裁判所に提訴する⁸²。防衛施設庁は、7月5日県を通じ林雑補償の処理方針を関係市村長に照会するが、「補償金は市町村長を通じ各人が直接に支払いを受けられるよう指導」等の方針に市村長は反対であった。このため県と市村が協議し、林雑補償には公共団体は関与しないことを決め、県は1964年2月、その旨を防衛施設庁に回答する⁸³。

4月には防衛施設庁は、関係機関との調整を終え1960年度から1962年度までの林雑補償額を各入会組合に提示し折衝したところ、忍草入会組合を除く4組合についてはこれを了承し、5月末までに支払いを完了した⁸⁴。他方防衛施設庁との交渉に不満を持った忍草入会組合は、演習場内に監視小屋を建てて座り込みを始める⁸⁵。小野裕防衛施設庁長官が、天野忍草入会組合顧問と会談し、6月23日に天野忍草区長(入会組合長)が出した3項目の要望書の内容を防衛施設庁長官がすべて確認する旨の回答書を出す。そして忍草入会組合は、25日には天野組合長からの覚書において米軍および自衛隊が演習場を使用することを認め、小屋を撤去した⁸⁶。これを受けて7月には横浜防衛施設局が、補償金を横浜地方法務局に供託し、忍草入会組合はこれを受け取る⁸⁷。これにより林雑補償の問題はとりあえずの解決をみる。

これに先立つ1962年4月にはかねてから恩賜組合との懸案事項であった林業経営阻害補償の交渉が進み、横浜調達局と県の間で覚書が調印されていた⁸⁸。また1963年6月には富士吉田市市長を会長とし、関係市村長、恩賜組合組合長からなる北富士演習場周辺民生安定推進協議会が結成された⁸⁹。こうした状況を受けて1964年10月6日、小野防衛施設庁長官が天野知事宛に使用転換への協力を要請するとともに、小宮山賢横浜防衛施設局長から

⁸¹ 同上、224ページ。

⁸² 同上、231～234ページ。

⁸³ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』48～50ページ。

⁸⁴ 「防衛施設広報」(防衛施設庁総務部総務課)No.59(1964年6月5日)。

⁸⁵ 『朝日新聞』1964年5月14日。

⁸⁶ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』50～51ページ。要望書の3項目は、入会慣習の再確認、演習場の早期返還、林雑補償のすみやかな措置であった。

⁸⁷ 「防衛施設広報」No.63(1964年7月20日)

⁸⁸ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』40～41ページ。

⁸⁹ 『富士吉田市史/行政編・上巻』1009ページ。

各市村長、入会組合長、恩賜組合組合長等に対しても同様の要請がなされる⁹⁰。これに対して地元側は13日、恩賜組合、地主組合、入会組合からなる北富士演習場林野関係権利者協議会(以下、権利者協議会という。)を結成し、北富士演習場に関する国との交渉はすべてこの協議会を通して行うこととした⁹¹。27日には先の小宮山局長の要請に対する回答が希代圭司権利者協議会会長から出されるが、「北富士演習場の使用転換という根本方針にはあえて反対でない」としつつ、使用に先立つ契約の締結、過去の損失補償額の完済の2点を受入れの前提条件に挙げていた⁹²。これ以降北富士演習場をめぐる問題は権利者協議会を軸として動くことになる。

ウ 権利者協議会をめぐる動き

10月に各入会組合などが参加し結成された権利者協議会であったが、12月末には、上吉田入会組合がその運営方法に不満を持ち権利者協議会を脱退した。1965年2月には権利者協議会から演習場問題の早期解決に関する要求書が防衛施設庁に提出される。これは未解決の補償事案の早期の完全解決を要求し、これが実現されない場合には、実力行使に出ることを示唆するものであった⁹³。これを受け3月末には横浜防衛施設局が、林雑補償に関し関係入会組合との補償契約を完了するとともに、4月7日には林業経営阻害補償に関し小宮山横浜防衛施設局長と天野知事の間で完全解決との覚書が調印された⁹⁴。

使用転換の前提条件である懸案問題が解決されたことから使用転換に向けた動きが進むとの認識を防衛施設庁が抱いた矢先の4月24日、権利者協議会を構成する各入会組合等が、小泉純也防衛庁長官あてに北富士演習場の違法使用の排除に関する警告を発し、自衛隊、米軍の演習を阻止する旨を宣言した⁹⁵。これは、4月1日以降演習場の賃貸借契約が国有地、民有地とも結ばれておらず、国は無権限で北富士演習場を使用しているとの主張であった。5月13日には権利者協議会は、総決起大会を開催し演習場内での座り込みを開始した。林茂横浜防衛施設局長らの現地での徹夜の交渉などにより、使用転換対策協議機関の設置などを条件に17日からの陸上自衛隊の演習は実施された⁹⁶。

しかしながら5月24日付の権利者協議会から小野防衛施設庁長官あての文書で6月1日以降、自衛隊の演習を阻止することが再び表明される。これに対して国は、6月9日に

⁹⁰ 「防衛施設広報」No.77(1964年12月10日)。『北富士演習場問題の概要(資料編)』51ページ。

⁹¹ 山梨県編『山梨県史資料編15近現代史2』(山梨県、1999年3月)1039～1040ページ。

⁹² 同上、1040～1044ページ。

⁹³ 「防衛施設広報」No.84(1965年2月20日)。

⁹⁴ 同上、No.88(1965年4月5日)。

⁹⁵ 『朝日新聞』1965年4月24日夕刊。「防衛施設広報」No.90(1965年5月5日)。

⁹⁶ 「防衛施設広報」No.99(1965年8月20日)。『朝日新聞』1965年5月17日夕刊。

は立入り者を排除して自衛隊の実弾射撃訓練を実施するとともに、「林野関係権利者協議会ならびに地元住民の皆さんへ」と題した防衛施設庁名のビラをヘリコプターで散布し、国の考え方を直接訴えた⁹⁷。一方権利者協議会は、10月の米軍のリトルジョン発射訓練に際して演習場に立入り阻止活動を行うとともに、ミサイル発射の際に着弾地にもぐりこんでいた忍草母の会の主婦の近くに弾頭の破片が落ちたことに対し、小幡久男防衛施設庁長官に抗議を行った⁹⁸。

ただこの間にも権利者協議会と防衛施設庁の協議は続き、10月9日、10日には市村長や権利者協議会の幹部等が、防衛施設庁を訪問し紛争解決の要望を行う。11日からの交渉で6項目の覚書を調印する運びであったが、16日に小幡防衛施設庁長官を訪れた田中徹雄県副知事らは、権利者協議会は入会権の存在を前提としその保全を目的とする団体であり、これを相手に覚書を交換することは反対であること、入会慣習についての協定をする場合には他の県有地に影響する内容は賛成できないことを理由に覚書の交換に反対を申し入れた⁹⁹。

北富士演習場の入会をめぐるのは、国、県、地元の考え方に差があり、特に県内各地に入会地を抱える恩賜県有特別財産を所有しこれらの開発への影響を懸念する山梨県の立場が、国と地元の入会権の存否をめぐる論争を複雑にしていた。この点につき、10月29日に開催された国、県、地元三者の合同会議において県は、その立場を県有地の所有者、地主・権利者の立場と公共団体・行政機関としての立場の二つがあるとし、演習場の大部分は県有地であり、従って演習場の開発は県の重要な問題であると説明していた¹⁰⁰。結局この会議は、それぞれの意見の表明に終わった。

11月23日には天野知事の要請で松野防衛庁長官らとの会談が開かれ、補償金や民生安定問題について県が窓口になる意向を県が示したところ、両者は合意した¹⁰¹。また12月4日には県議会に北富士演習場対策特別委員会が設置され、北富士演習場問題の審議を進める。こうして県執行部と県議会が民生安定に関して歩調を合わせる方向に向かう。また国側では、これに先立つ9月17日、基地問題等閣僚懇談会から名称変更した基地問題閣僚協議会が基地に関する特別な立法措置の検討を始めており、1966年3月29日の閣議で政府は、防衛施設周辺の整備等に関する法律案を閣議決定し国会に提出した。7月26日の防衛施設周辺の整備等に関する法律（1966年法律第135号）の施行にあわせ、県から周辺整備

⁹⁷ 「防衛施設広報」No.94（1965年7月5日）。

⁹⁸ 『朝日新聞』1965年10月3日、5日。

⁹⁹ 「防衛施設広報」No.105（1965年10月20日）。

¹⁰⁰ 同上、No.107（1965年11月5日）。

¹⁰¹ 『朝日新聞』1965年11月23日夕刊。「防衛施設広報」No.109（1965年12月5日）。

事業基本計画総括表が横浜防衛施設局に提出された。

一方権利者協議会は、3月末に自衛隊が実弾射撃を抜打ち的に行ったとして、4月の役員会で演習場内での植林作業等の実施を決定した¹⁰²。さらに北富士演習場の全面返還を求め、自衛隊の演習場使用を実力阻止し法廷で争うことを表明する。これを受け恩賜組合は10月31日、国を相手に組合有地への自衛隊の立入り、演習の実施を禁止することなどを求め東京地方裁判所に提訴した¹⁰³。

翌年1月の知事選挙を控えて権利者協議会は、5選を目指す現職の天野知事に対抗する田辺国男候補の支持を11月26日に決定する。田辺候補は「北富士演習場の全面返還」を強く要求することを公約に掲げており、自民党の一部と社会党が支持していた¹⁰⁴。1967年1月30日の知事選挙で、田辺候補が当選し知事に就任する。

エ 知事交代と北富士演習場対策協議会の設置

田辺知事が就任して間もない3月、久保一郎横浜防衛施設局長が使用転換の早期実現と林雑補償、県有地賃貸借契約等につき田辺知事に要請を行う。さらに6月には久保横浜防衛施設局長が、再度使用転換につき田辺知事に要請を行う一方で、7月18日には小幡防衛施設庁長官は、東富士演習場の分離返還及び使用転換の方針を再建連盟に示した。これは、全面返還、平和利用を唱える田辺知事への牽制と受けとめられた¹⁰⁵。このため28日には田辺知事が、増田甲子七防衛庁長官及び小幡防衛施設庁長官を訪問し、北富士演習場と東富士演習場の同時返還を申し入れた。また東富士演習場の分離返還を図る国の方針に対して忍草母の会は、23日から演習場外に小屋を建て座り込みを行ってきたが、8月20日には演習場内の着弾地に小屋を建て座り込みを開始した¹⁰⁶。このため27日から梨ヶ原での自衛隊の射撃は中止された。31日からは、県のあっせんで防衛施設庁と権利者協議会の間で11月にかけて3回の会議が実施され、使用転換等について協議が行われた¹⁰⁷。

9月16日には小幡防衛施設庁長官らが田辺知事を訪ね、1968年3月末までの北富士演習場の使用転換の実現を希望し、知事の協力を求めた¹⁰⁸。これに対し知事は9月30日、文書で翌年3月末までの同時返還と地元関係者との紛争解決のための国の誠意ある対応を要望

¹⁰² 同上、1966年4月5日夕刊。

¹⁰³ 「防衛施設広報」No.139(1966年11月5日)。

¹⁰⁴ 山梨県編『山梨県史 通史編6近現代2』(山梨県、2006年)623ページ。

¹⁰⁵ 同上、790ページ。

¹⁰⁶ 『朝日新聞』1967年8月21日。

¹⁰⁷ 「防衛施設広報」No.188(1968年4月5日)。

¹⁰⁸ 同上、No.167(1967年9月25日)。『北富士演習場問題の概要(資料編)』54～55ページ。

した¹⁰⁹。12月には県を通じて、権利者協議会から林雑補償の受給資格等につき防衛施設庁へ質問が出され、入会慣行に関する従来の政府見解は変わらないとするとともに、1968年度以降の補償は算定方式を見直す旨の回答が、山上信重防衛施設庁長官から田辺知事に出された¹¹⁰。これを受け1968年2月には天野総一郎権利者協議会会長より未払い補償金の支払いを促進する要請が、知事あてに提出されたことから、4月末には一部を除き1964年度から1966年度の林雑補償の支払いを完了した。

4月8日の増田防衛庁長官とセス・マッキー（Seth McKee）在日米軍司令官との会談で東富士演習場の返還、使用転換の分離がほぼ確定すると、県は北富士演習場の同時返還を国に主張する。これに対し5月14日には山上防衛施設庁長官からの文書で東富士演習場については1、2ヶ月のうちに協議を完了し、使用転換を実現したいとの意向が田辺知事に伝えられる¹¹¹。7月末、東富士演習場は北富士演習場に先駆け自衛隊への使用転換を実現した。

こうした状況において地元からも使用転換を求める声が出始める。5月17日には富士吉田市議会が、北富士演習場使用転換に関する決議を行う¹¹²。また堀内富士吉田市長は7月16日、市は使用転換を決議しているので県も使用転換を表明し、北富士演習場の諸問題を早期に解決することを知事、県議会に求めた。国も山上防衛施設庁長官から田辺知事宛文書で東富士演習場の分離についての経緯を説明し、北富士演習場の使用転換への協力をあらためて求めた¹¹³。しかしながら県は、北富士演習場の全面返還を求めるとの従来の方針を継続した。

地元においては6月、忍草母の会が演習場内で開催した祭りにおいて一般の入場者から入山料を徴収したことから、かねて北富士演習場への単独の入会を主張する忍草に対して総有権的な入会を主張し対立する富士吉田市と山中湖村の住民が、演習場に押しかけ抗議した。富士吉田市議会が、富士吉田市民の権利を守る会を結成し市民ぐるみの入会権擁護運動を行うことを決めるとともに、14日には忍草区民の一部が、旧忍草入会組合を結成し使用転換への賛成を表明した。さらに16日からはこの両者に山中湖村演習場対策協議会を加えた三者が、演習場内へ座り込みを開始し、県、防衛施設庁等に対し総有の入会地であることの確認と林雑補償の適正化を求める陳情を行った¹¹⁴。一方で新屋入会組合は、忍草

¹⁰⁹ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』55～56ページ。

¹¹⁰ 同上、56～59ページ。

¹¹¹ 同上、59ページ。

¹¹² 富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史 史料編第7巻 近・現代Ⅱ』（富士吉田市、1995年）460ページ。

¹¹³ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』60ページ。

¹¹⁴ 『恩賜林組合史 下巻』442ページ。

との共闘を声明し、両者は演習場の即時返還の交渉を国と行うよう県及び県議会に求めた。このように地元には入会をめぐる亀裂が生じる。

11月になり権利者協議会は、防衛施設庁長官に対し演習場返還の時期の明示、入会慣習の再確認、林雑補償の早期支払いの3項目につき回答を求め、県も田辺知事名の文書で山上防衛施設庁長官宛に地元には不満と不信が高まっているとして「政府の誠意ある態度」を求めた¹¹⁵。25日からの折衝の結果、12月2日妥協に至り、山上防衛施設庁長官から天野権利者協議会会長に対し、1969年6月30日を目途に演習場の返還を実現するなど回答するとともに、県、市村長らに協力を要請した¹¹⁶。これを受けて演習場内での忍草、新屋両入会組合の座り込みは、16ヵ月ぶりに解除された¹¹⁷。

これに対して12月14日には富士吉田市民の権利を守る会、山中湖演習場対策協議会、旧忍草入会組合が、横浜防衛施設局に演習の実力阻止を通告するなどしたため、山上防衛施設庁長官からそれぞれに回答し、1969年1月には3団体の演習阻止の態勢が解かれた¹¹⁸。他方で忍草母の会、新屋入会組合は、政府の対応を「監視する」として12月11日、座り込みを再開した¹¹⁹。一つの団体との交渉が他の団体の反感を招き、実力行使の通告により要求を通すという北富士演習場をめぐる問題経過のパターンがまた繰り返された。

こうした状況の中で県議会の北富士演習場対策特別委員会が、1969年2月以降堀内富士吉田市長らからの請願書の説明聴取、公述人からの意見聴取、久保横浜防衛施設局長からの説明聴取等を行い地元関係者の一本化の必要性を強め、4月以降一本化の促進のため各派代表者の協議を行った¹²⁰。また県においても、地元の一本化について地元各代表から意向を聞きその賛意を確認した。6月9日の設立準備委員の選出、16日の設立準備委員会の決定を受け、地元関係者を一本化した北富士演習場対策協議会(会長竹下信夫県議会議長)が21日に結成された¹²¹。

(2) 使用協定の締結と使用転換の実現

ア 北富士演習場対策協議会をめぐる動き

新たに結成された北富士演習場対策協議会(以下、演対協という。)は、県、地元市村、恩賜組合、入会組合、土地所有者をメンバーとし、地元を結集して北富士演習場をめぐる

¹¹⁵ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』60～61ページ。

¹¹⁶ 同上、62ページ。「防衛施設広報」No.209(1968年12月5日)。

¹¹⁷ 『朝日新聞』1968年12月5日夕刊。

¹¹⁸ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』63～66ページ。

¹¹⁹ 『朝日新聞』1968年12月11日。

¹²⁰ 『北富士演習場問題の概要』67、73ページ。

¹²¹ 「防衛施設広報」No.227(1969年7月5日)。

諸問題につき国と交渉することなどを目的に組織された¹²²。先に存在した同名の協議会の会長が知事であったのに対し、今回の協議会は県会議長が会長であり、知事との役割分担が図られることになる。6月25日には竹下演対協会長らが、山上防衛施設庁長官に北富士演習場の速やかな返還や演対協を窓口として交渉すること等を求める要請書を提出した。使用転換実現の目途であった6月30日に山上防衛施設庁長官は、田辺知事を訪問し、使用転換が実現しなかったことを「誠に遺憾」とするとともに、使用転換の早期実現のため知事の協力を求めた¹²³。田辺知事からは、開発の実現についての最大限の努力と懸案事項の解決への最大の努力を要請される。また山上防衛施設庁長官は、竹下演対協会長らにも北富士演習場問題の処理につき協力を要請した¹²⁴。

同日以降防衛施設庁と演対協の協議が開始され、7月18日には鶴崎敏防衛施設庁施設部長、久保横浜防衛施設局長と小林昌治演対協副会長等の間で個別事案（周辺整備事業の促進、県有地の借料の是正等）に関する協議が行われた¹²⁵。演習場の県有地の借料については、県が県有地の大部分を行政財産として使用許可によることを求めたのに対し、国は従来からの賃貸借契約によることを主張した。双方の土地鑑定の開きなど国と県の主張が異なり、両者の交渉が続くことになる¹²⁶。

一方忍草母の会は、北富士演習場の返還が実現しなかったことに抗議し、演習場内での座り込みを開始するとともに、7月1日には支援者が集まり北富士演習場無効宣言大会を開催した¹²⁷。これに対し竹下演対協会長らが、渡辺喜美江忍草母の会会長らに演対協の方針への協力を要請したが受け入れられなかった。更に竹下演対協会長らが9月25日に有田喜一防衛庁長官を訪問し、諸問題解決のため国の積極的な努力を要請した。有田防衛庁長官は10月7日、陸上自衛隊富士学校で記者会見し、北富士演習場は部分返還など柔軟な考え方で当分進めるとともに、実弾射撃訓練は演対協との話し合いがつくまでは行わないこと等を示した¹²⁸。1970年2月に東京地方裁判所は、忍草入会組合が求めていた国に対する1960年度分林雑補償の請求訴訟につき訴えを認める判決を下した。国は判決を不服として即日東京高等裁判所に控訴した¹²⁹。

そして4月に入り忍草入会組合が、梨ヶ原での火入れの許可を富士吉田市及び山中湖村

¹²² 『北富士演習場問題の概要（資料編）』67～70ページ。

¹²³ 同上、73ページ。

¹²⁴ 「防衛施設広報」No.227。

¹²⁵ 『北富士演習場問題の概要』74ページ。

¹²⁶ 同上、77ページ。

¹²⁷ 『朝日新聞』1969年7月1日夕刊。

¹²⁸ 『読売新聞』1969年10月8日。

¹²⁹ 「第63回国会参議院内閣委員会会議録第11号」（1970年4月24日）18ページ。本件は1973年7月28日、東京高等裁判所で和解が成立した。

に求めこれが却下されるとともに、演対協の入会部会が5組合共同の火入れを決定したことから、組合間の入会をめぐる争いがまた生起する¹³⁰。県議会北富士演習場特別委員会が演対協と協議するさなかの17日に忍草入会組合は、甲府地方裁判所に恩賜組合が演習場内における忍草入会組合の使用収益の妨害を禁止することを求める不動産仮処分命令を申請し、即日決定された。このため恩賜組合は20日、甲府地方裁判所に異議申立などを行うとともに、組合員などが甲府地方裁判所において抗議集会を行った。これに対し忍草入会組合は21日、甲府地方裁判所に市村長の不許可処分取消の請求などを提訴した。甲府地方裁判所は30日、恩賜組合側の主張を認め17日の仮処分を取り消した。5月3日に富士吉田市民らによる演習場における火入れは実施されたが、不発弾により少年2名が死傷する事故が発生した¹³¹。

イ 米軍演習の実施をめぐる動き

死傷事故の発生を受け防衛施設庁は、米軍が5月11日から実施する予定の演習中止を申し入れ、米側もこれを受入れ演習場の不発弾清掃を行った¹³²。6月の演習も日本側の申し入れで東富士演習場へ変更された。田辺知事から北富士演習場の管理体制の確立について要請があり、元山清人横浜防衛施設局長が山上防衛施設庁長官の回答を持参し県担当者に説明した¹³³。7月1日には県の延期申し入れを拒否して米軍は、一般演習を実施した。これに対し忍草入会組合、忍草母の会は、座り込みを実施したが県警により排除された¹³⁴。

6日には米軍から5年ぶりの実弾射撃を含む演習を7月中旬に実施することが県に伝えられる。県は現地司令部に演習延期を要請するが、米側は予定通り実施する旨を回答したことから、望月幸明県総務部長が山上防衛施設庁長官に演習延期を申し入れた¹³⁵。一方同日開催の日米合同委員会でウェスリー・フランクリン(Wesley Franklin)在日米軍参謀長は、演習が妨害なく実施されることを日本側に強く求めていた¹³⁶。このため10日には中曽根康弘防衛庁長官が、山上防衛施設庁長官等幹部との会議で米側に東富士演習場での演習実施を求めることを決め、山上防衛施設庁長官、東郷文彦外務省アメリカ局長、フランクリン在日米軍参謀長の三者会議で日本側の要請が受け入れられた¹³⁷。

¹³⁰ 『朝日新聞』1970年4月24日。

¹³¹ 「防衛施設広報」No.259(1970年9月5日)。

¹³² 『朝日新聞』1970年5月5日。

¹³³ 『北富士演習場問題の概要(資料編)』74～75ページ。

¹³⁴ 『朝日新聞』1970年7月1日夕刊、2日夕刊。

¹³⁵ 『読売新聞』1970年7月7日。

¹³⁶ 同上、1970年7月10日。

¹³⁷ 同上、1970年7月11日。

忍草入会組合、忍草母の会は、演習阻止活動の拠点として演習場内に小屋を建て座り込みを行っており、中曽根防衛庁長官は、8月2日の記者会見で北富士演習場問題については話し合いによりできるだけ早く解決したいとしつつも小屋を強制撤去することを示唆した¹³⁸。このため忍草入会組合などでは、小屋の周囲にバリケードや堀を作り、国による撤去に備えた。10月19日に防衛施設庁は、甲府地方裁判所にこの小屋の撤去などを求める仮処分申請を行った¹³⁹。24日、甲府地方裁判所は26日までに撤去を求める仮処分を決定し、27日に小屋の強制撤去が執行された。また、忍草の第2の小屋や他の組合の小屋も同時に撤去された¹⁴⁰。

同じ頃、米軍から10月29日からの実弾射撃演習の通知があったことから田辺知事は28日、演習の延期を行うこと及び演対協と協議し懸案事項の解決促進を図ることを中曽根防衛庁長官に要請した¹⁴¹。中曽根防衛庁長官の指示を受け山上防衛施設庁長官が、フランクリン在日米軍参謀長と協議した結果、長射程砲の射撃は中止し短距離の射撃のみを実施することになり、29日に5年ぶりに実弾射撃が実施された¹⁴²。

11月にも米軍演習が実施されたが、忍草入会組合は演習場に潜入し、のろしを上げるなどの阻止活動をした。またそれに先立ち第3、第4の小屋を建設したが、防衛施設庁が即日撤去した¹⁴³。こうした演習場の状況から田辺知事は、政府は抜本的な収拾策を検討し、県及び演対協を通じ地元と話し合いをすべきとの見解を発表した。これを受けて山上防衛施設庁長官は、米側と11日に協議し、演習場の着弾地を有刺鉄線で囲むなどの措置をするため12日から予定されていた実弾射撃演習は中止となった¹⁴⁴。

演対協は、市村長、市村議会議長、恩賜組合組合長、恩賜組合議会議長、演対協会長らが協議し国に誠意をもって諸懸案事項解決を行うよう要請することを決め、12月3日、竹下演対協会長らが島田豊防衛施設庁長官らにその旨を申し入れた¹⁴⁵。そして1971年2月の竹下演対協会長と高村清横浜防衛施設局長との未解決事案の協議で県有地借料の1968年度から1970年度の分につき双方合意の段階に至ったが、民有地借料の問題は折り合いがつかず継続して検討することとされた¹⁴⁶。

¹³⁸ 同上、1970年8月3日。

¹³⁹ 『朝日新聞』1970年10月20日。

¹⁴⁰ 同上、1970年10月27日夕刊。小屋の撤去は無抵抗で実施された。

¹⁴¹ 『読売新聞』1970年10月28日夕刊。「第63回国会衆議院内閣委員会議録第31号」（1970年10月28日）4ページ。

¹⁴² 同上、1970年10月29日。

¹⁴³ 同上、1970年11月3日、11月6日夕刊。

¹⁴⁴ 同上、1970年11月11日。

¹⁴⁵ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』78ページ。

¹⁴⁶ 『北富士演習場問題の概要』88ページ。

2月16日に米軍は、23日からの105ミリ榴弾砲を含む実弾射撃演習の実施を県に通告した。このため翌17日中沢輝弍県民室長が、高村横浜防衛施設局長に遺憾の意を伝えるとともに、人命尊重、安全確保に十分留意するよう米軍に強く申し入れるよう要請した¹⁴⁷。23日からの演習に際しては演習場に潜入した忍草入会組合の農民を排除し、26日には11年ぶりとなる長距離砲の射撃を実施した¹⁴⁸。演習場入り口で新左翼系学生がデモを行い、その演習場への進入を警察が阻止する一方で、右翼団体が演説を行うなど騒然とした中で演習が実施されたことから、知事は談話を発表し地元との話し合いによる一日も早い演習場の正常化が最善の方策とした。これを受け3月8日高村横浜防衛施設局長が、竹下演対協会長に県有地借料及び民有地借料の最終案を提示し、演対協はこれに合意した。また25日には山中湖村議会が、条件付で北富士演習場の使用転換に応じても良いとする決議を行った¹⁴⁹。

こうして使用転換に向けての条件づくりが徐々に進んでいたが、3月17日からの米軍の射撃演習に際し忍草母の会は、演習場に穴を掘りもぐりこみ演習の阻止を図った。これに対し警察は、日米地位協定の実施に伴う刑事特別法(1952年法律第138号)を適用して3名を逮捕した¹⁵⁰。その後も忍草母の会は、演習場への座り込みや小屋の建設を続け演習阻止の姿勢を強める。これに対して防衛施設庁は、演習場の周囲に鉄条網を張る工事を行うとともに小屋の撤去を進める¹⁵¹。その結果、4月には203ミリ榴弾砲の射撃が初めて実施されたほか、月1回以上のペースで米軍の演習が実施されるなど演習場の機能の回復が図られた¹⁵²。

ウ 暫定使用までの動き

田辺知事は9月22日、西村直己防衛庁長官と会談し富士北麓の国民休養の場としての開発を求める要求が強くなっているとして、北富士演習場の問題を再検討すること等を求めた。これに対して西村防衛庁長官は、開発と演習場の両立を要請した。田辺知事は、12月にも西村防衛庁長官に同様の要請を行った。同日小林昌治演対協会長は、島田防衛施設庁長官らと会談し、県行政財産の使用について使用許可方式にすること、演習場のあり方を抜本的に再検討することなどを求めた。さらに小林演対協会長は1972年1月9日、江崎防衛庁長官と会談し、知事の公約である演習場の全面返還、平和利用に努力することな

¹⁴⁷ 『朝日新聞』1971年2月17日夕刊。

¹⁴⁸ 同上、1971年2月23日、25日。

¹⁴⁹ 『防衛施設庁史』221～222ページ。

¹⁵⁰ 『朝日新聞』1971年3月17日夕刊。

¹⁵¹ 同上、1971年3月20日、8月23日夕刊、26日。

¹⁵² 同上、1971年4月14日夕刊。

どを要請した¹⁵³。

こうした中で 1971 年 10 月 24 日付の読売新聞の記事を契機に、行政協定に基づいて米軍に土地を提供するため地主との間で結んだ賃貸借契約が、賃借権の存続期間を規定する民法第 604 条により契約締結 20 年後の 1972 年 4 月で失効するため、再度の契約が必要との議論が焦点となる¹⁵⁴。政府は、質問主意書への答弁書で北富士演習場の賃貸借契約の始期は 1952 年 7 月 28 日であることを明らかにした¹⁵⁵。本件については国会における議論や知事から防衛施設庁長官あての照会などが行われたが、1972 年 4 月 26 日の衆参両院における委員会で政府は、統一見解を明らかにし、民法第 604 条の規定は米軍に提供している土地の賃貸借契約にも適用があり、始期が 1952 年 7 月 28 日のものについては 1972 年 7 月 27 日をもって契約期間が満了するとした¹⁵⁶。

これを受けて田辺知事は、5 月 8 日に江崎防衛庁長官と会談し、かねてからの主張である保健休養の場としての活用のため北富士演習場の速やかな返還を求めた¹⁵⁷。6 月 10 日には島田防衛事務次官（防衛施設庁長官事務取扱）が、田辺知事に対し国有地の一部返還を含め演習場の縮小に努めるとした上で演習場の使用転換を求めた¹⁵⁸。田辺知事の再検討の要請を受けて、7 月 17 日には就任したばかりの高松敬治防衛施設庁長官が、国有地約 7 %（約 150 ヘクタール）の開放を含む演習場面積の約 15%を返還するとの条件を示し使用転換を要請したが、田辺知事の同意は得られなかった¹⁵⁹。高松防衛施設庁長官は、24 日に再度田辺知事と会談し、国有地開放面積を約 8 %（約 180 ヘクタール）とし全返還面積を約 21%に増やすことで使用転換に応じることと契約期限切れ前の暫定使用協定の締結を要請した。しかしながら田辺知事は、この要請にも応じなかった¹⁶⁰。

翌 25 日に田辺知事は、小林演対協会長とともに増原恵吉防衛庁長官と会談し全面返還を要請するが、増原防衛庁長官は米軍の意向から実現困難としたため、県有地全部（約 3,800 ヘクタール）の返還又は標高 1,100 メートル以下の国有地（約 900 ヘクタール）の開放を

¹⁵³ 『北富士演習場問題の概要』95 ページ。

¹⁵⁴ 『読売新聞』1971 年 10 月 24 日。本件の法的議論については、田山輝明「米軍基地賃貸借契約と民法 604 条」『法律時報』第 44 巻第 2 号（1970 年 2 月）、同「米軍用地契約と政府統一見解」『法律時報』第 44 巻第 9 号（1970 年 9 月）参照。

¹⁵⁵ 「参議院議員神沢浄君提出米軍用地問題に関する質問に対する答弁書」（内閣参質 67 第 2 号、1971 年 12 月 28 日）。

¹⁵⁶ 「第 68 回国会参議院予算委員会会議録第 18 号」（1972 年 4 月 26 日）7 ページ。

¹⁵⁷ 『朝日新聞』1972 年 5 月 8 日夕刊。この記事では、再契約拒否の第 1 号としている。

¹⁵⁸ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』79 ページ。なお、暫定使用に至る県の動きについては、「県政通信」No.37（1972 年 10 月 1 日）が詳しくふれている。

¹⁵⁹ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』80～81 ページ。『朝日新聞』1972 年 7 月 17 日夕刊。

¹⁶⁰ 『北富士演習場問題の概要』99 ページ。

求めた¹⁶¹。26日には演習場内の民有地約100ヘクタールの返還が日米間で合意されるが、標高1,100メートル以下の国有地返還には米軍が難色を示したことから再契約について県の実情を知らず、7月27日をもって県有地の賃貸借関係は消滅した¹⁶²。これを受け翌28日、忍草入会組合では東富士演習場と北富士演習場をつなぐ軍用道路が県有地を通ることからバリケードを設けて米軍車両の通行阻止を図った¹⁶³。

このため8月1日には田中角栄内閣総理大臣、二階堂進内閣官房長官、増原防衛庁長官、大平正芳外務大臣らが、北富士演習場問題につき協議し、富士周辺の環境整備を条件に期限切れとなった県有地の再契約を結ぶことを決定する。同日の午後には二階堂官房長官が田辺知事と会談し、国有地約180ヘクタールを含む演習場の約21%は返還するが、北富士演習場全体を従来通り使用すること及び富士保全法といった法律をつくり民生安定のための措置を強化することを条件に暫定使用協定の締結を求めた¹⁶⁴。翌2日に田辺知事は、小林演対協会長ら地元代表者と政府の提案につき協議し、標高1,100メートル以下の国有地の開放と民生安定対策の具体的提示を求めると決め、3日に二階堂官房長官に提示した¹⁶⁵。これを受けて島田防衛事務次官、高松防衛施設庁長官が、ゴードン・グラハム(Gordon Graham)在日米軍司令官に対し国有地の返還面積を増やすよう要請した結果、米側より約30ヘクタールの返還追加の回答があった¹⁶⁶。一方で米軍は、15日に22、23両日の実弾射撃演習の実施を通告する。

二階堂官房長官は21日、国有地の返還面積を210ヘクタール以上とすることは不可能であり、民生安定事業の増加を条件に暫定使用協定を締結することを田辺知事に求めた¹⁶⁷。翌22日に田辺知事は、地元市村長、恩賜組合組合長、県会議員らの意見を聴取したが、市村長、恩賜組合組合長は暫定使用協定の締結に同意した。24日には月末のハワイでの日米首脳会談を控えた田中総理が、田辺知事らと会談し3ヵ月の暫定使用協定の締結を求めたのに対し、知事は返還面積の増加を主張したが、結局民生安定事業の実施と富士保全法の制定の受入れを条件にこれを了承した¹⁶⁸。田辺知事は25日に演対協理事会、26日に県議会の議員全員協議会で経緯を説明し理解を求めた¹⁶⁹。

¹⁶¹ 『朝日新聞』1972年7月26日。

¹⁶² 同上、1972年7月27日、28日。

¹⁶³ 同上、1972年7月28日夕刊、29日。これに対し山中湖村民が、軍用道路は入会道であるとしてバリケードを撤去した。

¹⁶⁴ 同上、1972年8月2日。

¹⁶⁵ 同上、1972年8月3日、4日。

¹⁶⁶ 同上、1972年8月8日、16日。

¹⁶⁷ 同上、1972年8月22日。「防衛施設広報」No.310(1972年9月5日)。

¹⁶⁸ 同上、1972年8月24日。

¹⁶⁹ 『北富士演習場問題の概要』103ページ。

8月28日、田辺知事と二階堂官房長官の間で北富士演習場の暫定使用に関する覚書が交換され、3カ月間の演習場の暫定使用が認められるとともに、この期間中に国有地の開放、周辺整備事業の実施、林雑補償など懸案事項の解決の措置を講ずること、富士保全法（仮称）を制定することなどが合意された¹⁷⁰。同日、県と横浜防衛施設局の間で県行政財産の使用許可と普通財産の賃貸借契約が行われ、国による無権限での演習場使用という不正常な状態はひとまず終えた。また、29日には暫定使用の交渉のため延期されていた米軍の演習が実施された¹⁷¹。

エ 使用協定の締結と使用転換の実現

覚書の了解に基づき、防衛施設庁と県は周辺整備事業の聞き取りを行い、10月には総額362億円の実施計画書が県から提出された¹⁷²。また覚書に基づく措置の処理は、内閣審議室がとりまとめることとされたことから、県と内閣審議室の間で交渉が行われた。しかしながら民生安定事業の総額や補助率についての交渉が難航し事業の具体化が進まないことに加え11月13日に衆議院が解散されたことから、高松防衛施設庁長官が、田辺知事及び小林演対協会長に翌年3月末までの暫定使用の期間延長を要請した¹⁷³。11月27日には覚書を交換し、期間の延長が決まった。

林雑補償については、演対協の入会部会において各入会組合と協議するとともに演対協の事務局が防衛施設庁との交渉を進め、1973年2月の入会部会で、1967年度から1969年度分については従来の算定基準により1972年度中に支払うこと、1970年度から1972年度分については1973年度中に実態調査を行った上で支払うこととの解決策が了承された¹⁷⁴。

演習場の返還については、2月に国道138号線沿いの民有地など約106ヘクタールが返還された。3月6日には小林演対協会長が、有泉享県議会議長とともにローレンス・スノーデン（Lawrence Snowden）在日米軍参謀長に国有地の開放を210ヘクタール以上に増やすことを要請したが、米側は演習場の機能を失うことになるとして拒否した。さらに23日に田辺知事が、小林演対協会長とともにロバート・パースレー（Robert Pursley）在日米軍司令官に同様の申し入れを行うが、演習場の機能維持のため現時点では不可能との回答であった¹⁷⁵。

周辺整備事業については、2月24日に19事業、事業費約15億円の事業が防衛施設庁か

¹⁷⁰ 『朝日新聞』1972年8月28日。『北富士演習場問題の概要（資料編）』83～84ページ。

¹⁷¹ 同上、1972年8月29日夕刊。

¹⁷² 『北富士演習場問題の概要』105ページ。

¹⁷³ 『朝日新聞』1972年11月27日夕刊。

¹⁷⁴ 『北富士演習場問題の概要』173ページ。

¹⁷⁵ 同上、106ページ。

ら示されたが、市、村は事業量には満足したものの個別事業の選定に不満を持ち、防衛施設庁との交渉の結果、22 事業に変更された¹⁷⁶。民生安定の総事業費については、県は、当初 287 億円を要求しその後 100 億円追加の要求を出していたが、知事、演対協会長と官房長官らとの交渉の結果、東富士演習場地域の周辺整備事業とバランスがとれる規模にすることが決り、総事業 100 億円が提示された¹⁷⁷。これに対し知事は、増額を要望するとともに、地域の特殊性を考慮しこの地域に適合した施設の整備を可能とし地元負担を軽減するよう関係法令の改正等を検討することを要望した。

3 月 17 日には市村長、市村議会議長、恩賜組合組合長らが、田辺知事、小林演対協会長に本協定の早期締結を要請した。国と県、県と地元の協議が続けられるが、26 日の県議会で田辺知事は国との交渉の経緯を説明した¹⁷⁸。28 日に田辺知事は、二階堂官房長官に富士保全法案の「財政措置の条文があいまいでこのままでは地元民を納得することができない」として暫定使用期間の再延長を申し入れた¹⁷⁹。翌 29 日両者の会談が再度行われ、暫定使用の期間を 4 月 10 日まで更に延長し、その間に本協定を結ぶことで合意され、使用転換が事実上決った¹⁸⁰。また同日の演対協理事会でも使用転換の方針等が了承された。

これを受け政府は、3 月 30 日の閣議で北富士演習場の使用に関する措置について了解するとともに富土地域環境保全整備特別措置法案を決定した¹⁸¹。この閣議了解は、国有地約 210 ヘクタールと県有地約 1,300 ヘクタールを演習場から除外し国有地を林業整備事業のため払下げること、周辺整備事業の実施については総額 130 億円の山梨県案を尊重して積極的に推進し、必要な助成措置を行う等の措置を内容とするものであった。知事は、演対協会長、市村長らと協議をするとともに国と細部の詰めを進め、最終的な合意に至った。

4 月 3 日には田辺知事と二階堂官房長官の間で北富士演習場の使用に関する覚書が交換され、知事は 3 月 30 日の閣議了解による政府の方針を了承し、官房長官はこの実施に当たっては誠意をもって措置すること及び演習場の使用に関し別途北富士演習場使用協定を締結することなどを合意した¹⁸²。またこの覚書に基づく北富士演習場使用協定が、田辺知事、地元市村長らと増原防衛庁長官の間で締結された。これは北富士演習場を自衛隊、米軍が使用することを知事ら地元が認め、その使用条件などにつき双方が合意したもので、1973 年 4 月 11 日から満 5 年間有効の協定であった。そして 4 月 10 日の閣議決定及び日米

¹⁷⁶ 同上、107 ページ。

¹⁷⁷ 「第 70 回国会参議院予算委員会会議録第 3 号」(1972 年 11 月 10 日) 6~7 ページ。

¹⁷⁸ 『北富士演習場問題の概要』107、186 ページ。

¹⁷⁹ 『朝日新聞』1973 年 3 月 29 日。

¹⁸⁰ 同上、1973 年 3 月 30 日。

¹⁸¹ 同上、1973 年 3 月 30 日夕刊。『北富士演習場問題の概要 (資料編)』85 ページ。

¹⁸² 同上、1973 年 4 月 3 日夕刊。『北富士演習場問題の概要 (資料編)』85~88 ページ。

政府間協定の締結により北富士演習場（約4,700ヘクタール）の使用転換が、1958年9月の要請以来14年半以上の年月を経て実現した¹⁸³。ここに北富士演習場は、自衛隊の管理する演習場になるとともに、隣接の東富士演習場とあわせ米軍が共同使用する富士演習場となった。

おわりに

ここまで北富士演習場の起源から使用転換に至るまでの懸案事項の解決を概括的に見てきた。そこであらためて印象的なのは、問題解決に要した時間の長さである。使用転換に至るまでの年数は、防衛事務次官の申し入れから14年半である。また長年の懸案であった北富士演習場における入会協定が締結されたのは、最初の使用協定の締結より15年後の1988年のことであり、国よりいったん県に払下げとなった国有地（北富士県有地と呼ばれた。）の再払下げについては米側からの返還より31年以上経た2004年に漸く実現している。

解決に時間を要したのはやはりその問題の複雑さ、当事者の多様性によるものと思われる。基地をめぐるのは、国と地元そして米側の三者の利害が絡み問題が生起する。また地元も県、市町村、住民それぞれの利害、立場が複雑に交錯する。北富士演習場の問題において県は、国と市村の中間に立つ地方行政組織としての立場とともに、演習場の「大地主」としての立場を持つ。さらに、一部事務組合である恩賜組合や明治時代以前からの由来を持つ入会組合の存在や相互の利害対立が絡まり、複雑な問題を個々解決するのに大変な期間を要したものと思われる。

演習場は、基地の中でも飛行場や港湾などとは異なり、演習を実施しない場合には必ずしも住民を排除する必要がなく土地の現状変更も限定されることから、入会慣習を認めることが可能であり、それが根本的な問題解決を遅らせた要因であったとも言える。本演習場をめぐる問題の多くは、入会慣習に基づくいわば経済的な問題が根源にあり、演習場の存在による賃借料や周辺整備事業による補償（1949年度から2002年度までの53年間で約1,570億円¹⁸⁴）の観点からは長期化の傾向が内在していたと思われる。それは使用転換受入れの条件であった民生安定などの施策の実施に当たっては、使用協定の更新時における交渉にあわせ逐次事業を進めたことにもよる。

この時間の経過とともに、地元の経済的な状況も一変した。かつて「トウモロコシの村」とも言われ演習場の入会に生活を依存していた忍野村は、総務省の2007年度（平成19年

¹⁸³ 同上、1973年4月10日夕刊。『北富士演習場問題の概要（資料編）』91～93ページ。「防衛施設広報」No.325（1973年4月20日）。

¹⁸⁴ 『北富士演習場問題の概要（資料編）』224～229ページ。

度) 地方公共団体の主要財政指標一覧によれば、近年の財政力指数において全国市町村中でも最上位の位置を占めるまでになっている。経済的な基地問題とも言われた北富士演習場の問題の解決のための施策もこうした変化の一因であろう。

一方で長期間を要した懸案事項の解決により、1985 年には日米共同演習が東富士演習場につき実施されたほか、国道 104 号線越え実弾射撃訓練の本土での分散実施では、1997 年に全国 5 演習場の中で最初に実施されるなど演習場の安定的な使用が可能になっている。その意味では、使用協定、使用転換までの年月及びその後の懸案事項解決に要した年月は、演習場問題の根本的解決に要した期間であり、必ずしも無用な時間であったとは言えないと思われる。

しかしながら、問題解決に要する期間の長さは、関係者に様々な負担を強いることであり、できる限り早期の解決が望ましいことは言うまでもない。今後の基地をめぐる問題においては本件のような過去の事例、類似の事例を参考とし、より迅速で適切な対応を行うことが求められよう。

(こやまたかし 戦史部主任研究官)